平成２２年（フ）第４５８号
仙台市青葉区貝ケ森３丁目13番13号
債務者　黒川　良一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
宮城県黒川郡大和町吉岡館下58番地　セントラルコーポ館下205、住民票の住所宮城県黒川郡大和町吉田字南五福院３番地の11
債務者　早坂　勇喜
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
仙台市宮城野区宮千代３丁目７番地の２　ハサゼンハイツＢ棟401
債務者　金子　早苗（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
仙台市青葉区荒巻字青葉519番地の1327　グリーンヒルズ青葉山Ｂ棟203
債務者　安田栄實こと　安　　栄實
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
茨城県水戸市松本町16番地の４　ビバリーヒルズ松本202号、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8228番地の39
債務者　井田　博英
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
茨城県桜川市南飯田98番地１　粂谷住宅３
債務者　山本　勇次
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚927番地の37
債務者　山一　廣之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚927番地の37
債務者　山一　俊子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
茨城県常陸大宮市泉248番地の11　横山住宅３号
債務者　河和　栄造
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６６号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目29番11号
債務者　市川　梅子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
茨城県笠間市下郷350番地
債務者　西山　裕二
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８５号
茨城県桜川市亀岡440番地
債務者　石塚　義勝（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８６号
茨城県ひたちなか市大字高場673番地の５
債務者　住谷香寿也
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
茨城県水戸市見川３丁目856番地の１　クリーンルームあつむＡ棟106号、旧住所茨城県水戸市百合が丘町２番地の45
債務者　宮野昭二郎
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８８号
茨城県水戸市見川３丁目856番地の１　クリーンルームあつむＡ棟106号、旧住所茨城県水戸市百合が丘町２番地の45
債務者　宮野　令子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１９４号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート８棟605号
債務者　大畠　純栄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
茨城県笠間市石井771番地４
債務者　大塚　美希
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所